平成 28 年度大学教育再生戦略推進費
大学教育再生加速プログラム（AP）
「高大接続改革推進事業」

－テーマⅤ　卒業時における質保証の取組の強化－

Ｑ　＆　Ａ

平成 28 年３月

文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

【目次】

１．背景・目的
問１－１　大学教育再生加速プログラム（AP）は，かつて行われたGP事業と何が違うのか。・ 3
問１－２　大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」は，これまでの「大学教育再生加速プログラム（AP）」と何が違うのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
問１－３　大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」は，平成28年度に文部科学省が行う予定の「大学入学者選抜改革推進委託事業」と何が違うのか。・・・・・ 3
２．対象となる事業計画等
問２－１　既に本公募テーマの趣旨・目的に沿った教育方法等を実施している場合であっても，新たな改革が必要となるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
問２－２　３つのポリシーが審査対象となるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
問２－３　「体系的で組織的な教育を実施」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。・ 4
問２－４　「学生のキャリア形成等に資するための取組」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
問２－５　「学生の学修成果を客観的に評価するための基準や方針を定め」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
問２－６　「全教職員で認識を共有」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。・・・ 5
問２－７　「厳正な進級・卒業認定を実施」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。・ 6
問２－８　「卒業時の学修成果の客観的提示方法を開発」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
問２－９　「学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組み」とあるが，具体的にどのようなことを行えばよいのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
問２－10　「外部関係者を含めた助言評価委員会等を設置」とあるが，既に類似の仕組みがある場合も，新たに構成・設置しなければいけないのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
問２－11　過去に「国公私立大学を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され，補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。・・・・・・・・・・・・・ 6
問２－12　取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は，どのように取り扱えばよいのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
問２－13　AP選定大学等における取組実績を参考に，入口（入学）から出口（卒業）まで質保証の伴った大学教育を実現する視点からの総合的な取組を実施するための経費は本補助金から支出可能か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
問２－14　「テーマ別幹事校」への立候補の有無で有利・不利はあるか。・・・・・・・・・・・・ 7
３．申請要件等
問３－１　申請要件は全て達成する必要があるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
問３－２　申請要件は，本公募テーマに申請する学部のみが満たせば良いのか。・・・・・・・・・ 7
問３－３　申請要件が達成できなかった場合，ペナルティーはあるのか。・・・・・・・・・・・・ 7
問３－４　申請要件を維持し，又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。・・・・・・ 7
問３－５　申請要件のうち，FDの形態・回数・実施内容について定めはあるのか。・・・・・・・ 7
問３－６　キャップ制は必ず採用する必要があるのか（大学において，キャップ制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが，そのような取組は認められないのか）。・・ 7
問３－７　共同申請の場合，全申請校が申請要件を満たす必要があるのか。・・・・・・・・・・・ 7
問３－８　申請資格のうち，「私立大学等経常費補助金」において，前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
４．申請者等
問４－１　どのような大学，短期大学，高等専門学校が申請できるのか。・・・・・・・・・・・・ 8
問４－２　学年進行中の大学は申請できないのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
問４－３　大学院，専攻科，別科が参加する取組は申請できないのか。・・・・・・・・・・・・・ 8
問４－４　「事業責任者」を学長とすることはできるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

問４－５　「事業責任者」は，今後採用予定の者でも良いのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
問４－６　「事業責任者」は，申請大学に在籍していない者でも良いのか。・・・・・・・・・・・・・ 8
問４－７　大学の一部（学部等）の取組でも申請可能か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
問４－８　複数大学で申請する場合，大学数に上限はあるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
問４－９　共同申請を行う場合，申請はどのように行えばいいのか。申請書の提出は，どこの大学が代表して行えば良いのか。・・ 8
問４－10　共同申請の場合，補助金はどこの大学に交付されるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
問４－11　大学の一部の機関，教員等が他大学における事業計画の一部に協力する場合とは，どのようなことを想定しているのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
問４－12　事業計画の一部を他大学における一部の機関，教員等と協力して実施する場合，申請大学から協力大学に補助金を配分することは可能か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
問４－13　申請書の作成に当たり，コンサルタント等の外部者の協力を得て良いか。・・・・・・ 9

<u>５．選定件数と申請件数</u>

問５－１　単独大学で一件申請し，同時に，複数大学で共同申請することは可能か。・・・・・・ 9
問５－２　大学の一部の機関，教員等が他の大学の事業計画に協力する場合，共同申請とすることは可能か。・・・ 9
問５－３　他の補助金にも申請する予定であるが，本プログラムへの申請が制限されるのか。・ 9

<u>６．補助期間</u>

問６－１　４年間の支援は確実なのか。・・・ 9
問６－２　補助期間は必ず４年間である必要があるのか。２年や３年ではいけないのか。・・・ 10
問６－３　補助期間終了と同時に本取組を終了しても良いか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

<u>７．事業計画の規模</u>

問７－１　申請に当たり，補助事業上限額まで計上しなければならないのか。・・・・・・・・・・・・ 10
問７－２　補助金基準額に対して，基準まで計上している事業計画とそこに満たない少額の事業計画では有利・不利があるのか。・・ 10

<u>８．経費</u>

問８－１　毎年度の補助金交付額は，公募要領に記載されている補助金基準額が４年間保証されるのか。・・ 10
問８－２　選定された場合，交付内定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるのか。 11
問８－３　補助金交付（内定）額は，どのように算定されるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
問８－４　交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。・・・・・・・・・・・・ 11
問８－５　シンポジウムのための費用，広告費及び旅費等について，事業計画目的に照らして過大とならないよう注意することとあるが，特にこの費目が指摘される理由は何か。 11
問８－６　補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。・・・・・・・・・・・・ 11
問８－７　事業担当者について，人件費を支出することは可能か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
問８－８　既に在籍している教員等が本事業計画に専念することとなったため，代替教員として本事業計画に関与していない教員を採用した場合，その経費を支出することは可能か。 11
問８－９　学生へ旅費を支給することは可能か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
問８－10　計画調書の作成時に，補助金申請額を逓減させる必要はあるか。・・・・・・・・・・・・・ 12

<u>９．審査方法・基準等</u>

問９－１　審査は，単独大学による申請，複数大学による申請ごとに行われるのか。・・・・・・ 12
問９－２　プログラム委員会の委員の氏名は公表されるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
問９－３　書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
問９－４　面接審査が実施される場合，大学以外の者が出席することは可能か。・・・・・・・・・・ 12

<u>10．その他</u>

問10－１　中間評価，事後評価はどのように行われるのか。また，評価基準はどのようなものになるのか。・・・ 12

１．背景・目的

問１－１　大学教育再生加速プログラム（AP）は，かつて行われたGP事業と何が違うのか。

答　GP事業は，各大学が自ら行う取組のうち，特に優れており他の大学でも参考となるものを特段の（細かい）テーマを定めず，広く改革の取組を募り，選定し，その活動を公表することにより，「大学改革」の意識を定着させ，高等教育を活性化させた事業です。

大学教育再生加速プログラム（AP）は，GP事業により各大学に教育改革の取組が定着したことを前提に，更に新しいステージにおいて改革を深化・拡大・発展する取組のうち，国として進める改革の方向性に合致したものを支援するものです。

問１－２　大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」は，これまでの大学教育再生加速プログラム（AP）と何が違うのか。

答　大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」として新たに求められる取組は以下のとおりです。

- 各テーマの選定校は，異なるテーマにおける各選定校の取組実績を参考に，入口（入学）から出口（卒業）まで質保証の伴った大学教育を実現する視点からの総合的な取組についても計画すること。
- 各テーマの取組の成果を発信・普及する中核として活動するテーマ別幹事校を設定すること。
- 全てのテーマの選定校が緊密に連携して，国として進める高大接続改革の方向性を推進すること。

詳細な経緯等は，公募要領（１．背景・目的）を御参照ください。

問１－３　大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」は，平成28年度に文部科学省が行う予定の「大学入学者選抜改革推進委託事業」と何が違うのか。

答　「大学入学者選抜改革推進委託事業」は，高等学校教育と大学教育の接続面である大学入学者選抜において，「思考力等」や「主体性等」を評価するための改革を効果的・効率的に推進するために実施する調査研究を委託する事業です。

大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」は，高等学校や社会との円滑な接続の下，入口から出口まで質保証を伴った大学教育を実現するため，先導的なモデルとなる取組を重点的に支援することで，大学の人材養成機能の抜本的強化を図る補助事業です。高大接続改革という目的は同一としつつも，各事業の対象・性質が異なります。

２．対象となる事業計画等

問２－１　既に本公募テーマの趣旨・目的に沿った教育方法等を実施している場合であっても，新たな改革が必要となるのか。

答　今回の申請に当たり，新たな教育方法等の改革は必須です。本補助金は，これまで大学が取り組んできた取組がある場合にはそれを踏まえた上で，将来にわたって大学が実施する新たな取組に対するスタートアップ経費となります。過去の取組を継続するための経費としては使用できません。

問２－２　３つのポリシーが審査対象となるのか。

答　３つのポリシーは，各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえ，自主的・自律的に策定されるものであることは言うまでもありません。

しかしながら本公募テーマの目的を実現するためには公募要領で掲げた事項に留意する必要があり，その観点においてのみ審査を行うことになります。

＜参考：公募要領＞　≪ディプロマ・ポリシーと体系的・組織的な教育の一体性・整合性≫

○　ディプロマ・ポリシーにおいて学生が身に付けるべき資質・能力を明確化し，それを踏まえた体系的で組織的な教育を実施すること。

問２－３　「体系的で組織的な教育を実施」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。

答　各種答申等を踏まえ，申請者において実施内容を御検討ください。

＜参考＞

「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申）（抄）

○　各大学において，学生の学習成果に関する目標を掲げるに当たっては，21 世紀型市民として自立した行動ができるような，幅の広さや深さを持つものとして設定することが重要である。また，各大学の教育理念や建学の精神との関連に十分留意して，学習成果として目指す姿を明確に示し，これを学生に浸透させることが必要である。

○　教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのではなく，一貫した学士課程教育として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して，学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って，教育課程の体系化を図る。その際，例えば，科目コード（履修年次等に応じて付記）による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年８月 28 日中央教育審議会答申）（抄）

○　大学，学部，学科の教育課程が全体としてどのような能力を育成し，どのような知識，技術，技能を習得させようとしているか，そのために個々の授業科目がどのように連携し関連し合うかが、あらかじめ明示されること。

○　科目を履修する学生をはじめ，当該大学，学部，学科等が提供している教育課程の内容に関心を持つ全ての人に教育課程の体系が容易に理解できるように，科目間の関連や科目内容の難易を表現する番号をつける（ナンバリング）など，教育課程の構造を分かりやすく明示する工夫が必要である。

○　体系的な教育課程に基づいて，教員間の連携と協力による組織的教育が行われること。往々にして大学の授業（授業科目）は個々の教員の責任に委ねられ，教員の専門性に引きつけた授業科目の設定が行われてきたが，学士課程教育の質的転換のためには，教員全体の主体的な参画による教育課程の体系化と並んで，授業内容やその実施に関わる教員の組織的な取組が必要である。

○　成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか（学位授与の方針）を明示し，その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し，他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること，その成果をプログラム共通の考え方や尺度（「アセスメント・ポリシー」）に則って評価し，その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。

問２－４　「学生のキャリア形成等に資するための取組」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。

答　各種答申等を踏まえ，申請者において実施内容を御検討ください。

＜参考＞

「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申）（抄）

○　キャリア教育を，生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指すものとして，教育課程の中に適切に位置付ける。

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年１月 31 日中央教育審議会答申）（抄）

○　各高等教育機関においては，各機関の教育機能及び教育方針を踏まえ，キャリア教育の方針を明確にし，教職員の理解の共有を図った上で，学生・生徒一人一人の状況にも留意しながら，教育課程の内外を通じて全学で体系的・総合的にキャリア教育を展開することが必要である。

○　教育方法として，授業科目の内容の実社会における適用や，受動的な講義主体の学習ではなく，例えばグループワーク・ゼミ形式の授業，調査・実習・発表重視の授業，課題対応型学習，インターンシップ等を活用するとともに，教育課程の内外の活動を効果的に組み合わせて実施することが重要である。

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年８月 28 日中央教育審議会答申）（抄）

○　学士課程教育はキャンパスの中だけで完結するものではなく，サービス・ラーニング，インターンシップ，社会体験活動や留学経験等は，学生の学修への動機付けを強め，成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果を持つ。

問２－５　「学生の学修成果を客観的に評価するための基準や方針を定め」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。

答　各種答申等を踏まえ，申請者において実施内容を御検討ください。

＜参考＞

「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申）（抄）

○　学位授与の方針等に即して，学生の学習到達度を的確に把握・測定し，卒業認定を行う組織的な体制を整える。

○　大学の実情に応じ，学位の水準を確保する観点から，学位授与の方針の策定，学位審査体制の確立に当たって，それらの客観性を固める仕組みについて検討する。

○　学士課程教育を通じて到達すべき学習成果は，（中略）課外活動を含め，あらゆる教育活動の中で，就業年限を通じて培うものである。

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年８月 28 日中央教育審議会答申）（抄）

○　成果の評価に当たっては，学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト（学修到達度調査），ルーブリック，学修ポートフォリオ等，どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

「新たな時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会答申）（抄）

○　大学において育成すべき力を学生が確実に身に付けるためには，大学教育において「教員が何を教えるか」よりも「学生が何を身に付けたか」を重視し，学生の学修成果の把握・評価を推進することが必要である。

○　大学全体としての共通の評価方針（アセスメント・ポリシー）を確立した上で，学生の学修履歴の記録や自己評価のためのシステムの開発，アセスメント・テストや学修行動調査等の具体的な学修成果の把握・評価方法の開発・実践，これらに基づく厳格な成績評価や卒業認定等を進めることが重要である。

問２－６　「全教職員で認識を共有」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。

答　各種答申等を踏まえ，申請者において実施内容を御検討ください。

＜参考＞

「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年１月 28 日中央教育審議会答申）（抄）

○　高等教育の質の保証を考える上では，教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカルティ・ディベロップメント（FD）やスタッフ・ディベロップメント（SD）等の自主的な取組との連携方策等も今後の重要な課題である。

「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申）（抄）

○　教員と職員との協働関係を一層強化するため，SD を推進して専門性の向上を図り，教育・経営など様々な面で，その積極的な参画を図っていくべきである。

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年８月 28 日中央教育審議会答申）（抄）

○　学長を中心として，副学長・学長補佐，学部長及び専門的な支援スタッフ等がチームを構成し，当該大学の学位授与の方針の下で，学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること，プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し，他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること，プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則った成果の評価，その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。

○　学部等の縦割りの構造を超えて学士課程教育をプログラムとして機能させるためには，教員だけではなく，職員等の専門スタッフの育成と教育課程の形成・編成への組織的参画が必要であり，例えば，他大学との事務の共同実施等でリソースを再配置するといった工夫もしつつ，その確保と養成を図る。

問２－７　「厳正な進級・卒業認定を実施」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。

答　各種答申等を踏まえ，申請者において実施内容を御検討ください。

＜参考＞

「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）（抄）

○　教員間の共通理解の下，各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに，GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し，組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。

○　GPAの導入と運用に当たっては，国際的に認知されているGPAの一般的な在り方に十分留意すべきである。また，成績評価の結果については，基準に準拠した適正な評価がなされているかなどについて，組織的なチェックが働くような仕組みが必要となる。

○　成績評価の厳格化や，卒業時の出口管理の強化は，単に学生を振るい落とすことが目的ではなく，学生の利益を増進する配慮も忘れてはならない。GPAも，学生へのきめ細やかな履修指導や学習支援の実施，評価機会の複数化と一体的に運用し，学習成果の効果的な達成を促すことに意義がある。

問２－８　「卒業時の学修成果の客観的提示方法を開発」とは，具体的にどのようなことを行えばよいのか。

答　例えば，ディプロマ・ポリシーに掲げた学生の学修成果の目標に対し，それぞれの学生がどのように達成したか等を示す仕組みや，ディプロマ・サプリメント（学位証書補足資料）等の開発が考えられますが，各種答申等を踏まえ，申請者において実施内容を御検討ください。

問２－９　「学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組み」とあるが，具体的にどのようなことを行えばよいのか。

答　単に学外の意見を聴くのではなく，学生に求める資質・能力や大学教育の質保証等について，学内外の関係者が議論を尽くし，大学として必要な改善に取り組むような体制の整備が求められますが，各種答申等を踏まえ，申請者において実施内容を御検討ください。

問２－10　「外部関係者を含めた助言評価委員会等を設置」とあるが，既に類似の仕組みがある場合も，新たに構成・設置しなければいけないのか。

答　事業計画に必要な観点等が確実に網羅できるものであれば，既にある仕組みを活用いただいて差し支えません。

問２－11　過去に「国公私立大学を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され，補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

答　申請可能です。その際は，これまでの成果を基に取組内容を明確に発展・充実させた上で，事業計画の一部として取り込んでください。当該取組をそのまま継続・延長させたものや，対象を拡大しただけの取組は対象とはなりません。

問２－12　取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は，どのように取り扱えばよいのか。

答　他の補助金等による経費措置との重複は認められませんので，本公募テーマの取組として他の補助金を使用することはできません。

問２－13　AP選定大学等における取組実績を参考に，入口（入学）から出口（卒業）まで質保証の伴った大学教育を実現する視点からの総合的な取組を実施するための経費は本補助金から支出可能か。

答　本補助金は，あくまでテーマⅤに沿った取組を支援するものです。
　ただし，示された総合的な取組のうち，本プログラムの趣旨に沿うものであって，テーマⅤの取組の強化・充実に資するものと判断される取組がある場合は，経費の使用範囲を考慮することがあります。

問２－14　「テーマ別幹事校」への立候補の有無で有利・不利はあるか。

答　ありません。
　審査は，事業内容・計画等に基づき，プログラム委員会において行います。テーマ別幹事校は，申請大学からの意思等に基づき，選定された大学の中から，地域バランス等を考慮して，文部科学省が決定します。

３．申請要件等

問３－１　申請要件は全て達成する必要があるのか。

答　全ての要件について申請時において達成しているか，平成30年３月までに達成する必要があります。（遅くとも，29年度中に全学的な意思決定がされる必要があります。実施は30年度当初からでも構いません。）

問３－２　申請要件は，本公募テーマに申請する学部のみが満たせば良いのか。

答　申請学部のみならず，全学（大学院，専攻科，別科等を除く）において要件を満たす必要があります。

問３－３　申請要件が達成できなかった場合，ペナルティーはあるのか。

答　申請要件の達成状況は厳格に確認します。万一平成30年３月までに達成されない場合は，以後の補助金について減額又は打切りを行うとともに，大学名を公表します。申請要件の達成についての考え方は，問３－１を参照してください。

問３－４　申請要件を維持し，又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。

答　当該経費は本補助金から支出することはできません。本補助金は，あくまでもテーマⅤに沿った取組を支援するものです。

問３－５　申請要件のうち，FDの形態・回数・実施内容について定めはあるのか。

答　全専任教員（学部教育を担当しない教員を除く）のうち，４分の３以上の者に対して年に１回以上のFDを実施することが最低要件です。実施形態や実施内容については申請者において御検討ください（形式的なものではなく，実質的に教員の教育技術向上や認識共有を図るものとしてください）。

問３－６　キャップ制は必ず採用する必要があるのか（大学において，キャップ制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが，そのような取組は認められないのか）。

答　要件の趣旨（この場合，単位の過剰登録防止）が達成できるのであれば，必ずしもキャップ制にこだわる必要はありません。FDの実施，GPAの導入についても同様です。

問３－７　共同申請の場合，全申請校が申請要件を満たす必要があるのか。

答　そのとおりです。

問３－８　申請資格のうち，「私立大学等経常費補助金」において，前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

答　文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第３条第１項に該当し，平成 27 年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

４．申請者等

問４－１　どのような大学，短期大学，高等専門学校が申請できるのか。

答　平成 28 年４月１日現在設置されている大学（大学院大学を除く），短期大学，高等専門学校であれば申請できます（大学改革推進等補助金第３条第２項に基づき，私立大学にあっては設置者が学校法人のものに限ります）。

なお，選定された事業計画については，「大学改革推進等補助金」により財政支援を行うことを予定しています。

問４－２　学年進行中の大学は申請できないのか。

答　平成 28 年４月１日現在設置されていれば，学年進行中であったとしても申請できます。

問４－３　大学院，専攻科，別科が参加する取組は申請できないのか。

答　参加を妨げるものではありませんが，経費措置の対象とはなりません。

問４－４　「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

答　「事業責任者」は実質的な事業統括者であり，学長がそれを担うことは難しいと考えます。

問４－５　「事業責任者」は，今後採用予定の者でも良いのか。

答　事業責任者は，申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があります。

問４－６　「事業責任者」は，申請大学に在籍していない者でも良いのか。

答　事業責任者は，当該大学の常勤の教職員である必要があります。

問４－７　大学の一部（学部等）の取組でも申請可能か。

答　可能です。その場合は，事業計画期間中の全学への波及が望まれます。なお，大学全体又は大学の一部の取組であっても，申請は大学単位となります。

問４－８　複数大学で申請する場合，大学数に上限はあるのか。

答　特段の上限はありませんが，連携の必要性，重要性や利点を明確にするなど，実質的な連携であることが必要です。また，複数大学による申請であっても，補助金額の上限に変更はありません。

問４－９　共同申請を行う場合，申請はどのように行えばいいのか。申請書の提出は，どこの大学が代表して行えば良いのか。

答　申請提出書は共同申請を行う全大学でまとめて作成ください。様式は大学ごとに作成いただき，提出の際は，任意の１校がとりまとめて郵送してください。

問４－10　共同申請の場合，補助金はどこの大学に交付されるのか。

答　補助金は代表校に交付します。

問４－11　大学の一部の機関，教員等が他大学における事業計画の一部に協力する場合とは，どのようなことを想定しているのか。

答　例えば，客観的な評価の基準を作成する参考とするため，先行して実施している大学の担当者を講師として招聘し，意見交換を行うことが考えられます。

問４－12　事業計画の一部を他大学における一部の機関，教員等と協力して実施する場合，申請大学から協力大学に補助金を配分することは可能か。

答　あくまでも申請大学の事業計画に協力するということなので，申請大学から協力大学に補助金を配分することはできません。

委託契約，謝金等により，申請大学から協力大学の機関や教員等に対して本補助金から支出を行うことは，補助目的に沿ったものであれば，差し支えありません。

問４－13　申請書の作成に当たり，コンサルタント等の外部者の協力を得て良いか。

答　地方自治体，NPO 等，関係者の意見を得ることは構いませんが，コンサルタント等の協力を得て申請書の大部分を作成することは望ましくありません。大学改革は，各高等教育機関において自ら取り組まなければならないものであることを認識の上，各大学において責任を持って作成してください。

５．選定件数と申請件数

問５－１　単独大学で一件申請し，同時に，複数大学で共同申請することは可能か。

答　できません。単独大学による申請，複数大学による申請に関わらず，一つの大学が申請できる件数は１件です。

問５－２　大学の一部の機関，教員等が他の大学の事業計画に協力する場合，共同申請とすることは可能か。

答　大学の一部が協力する形での共同申請はできません。共同申請する全ての大学で，事業計画を全学の教育改革の一環として位置づける必要があります。

問５－３　他の補助金にも申請する予定であるが，本公募テーマへの申請が制限されるのか。

答　他の補助事業への申請によって，本公募テーマへの申請の制限がされることはありません。ただし，両方で採択された場合，事業計画内容に重複があると本公募テーマとして経費措置を受けることができなくなりますので，申請に際して，他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で，本公募テーマに申請してください。

６．補助期間

問６－１　４年間の支援は確実なのか。

答　本公募テーマの重要性を踏まえ，適切に対応していきますが，平成 29 年度以降の予算に関しては，最終的には，予算編成及び国会での議決を経て決定されることとなりますので，４年間の支援を必ず保証するものではありません。また，公募要領に記載されている

補助金基準額についても４年間保証されるものではありません。
２年目に実施する中間評価の結果は，補助金の配分に勘案するとともに，事業計画，目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は，中止も含めた計画の見直しを求める場合があります。

問６－２　補助期間は必ず４年間である必要があるのか。２年や３年ではいけないのか。

答　補助期間の上限が４年間です。それより短くても構いません。

問６－３　補助期間終了と同時に本取組を終了しても良いか。

答　本公募テーマは，大学教育改革のスタートアップとして必要な経費を支援することを目的としております。そのため，補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していただくことが補助の条件となります。各大学は，補助期間終了後の継続性に配慮した上で申請してください。

７．事業計画の規模

問７－１　申請に当たり，補助事業上限額まで計上しなければならないのか。

答　補助期間の計画策定に当たり，毎年度の予算計上は，その年度に実施する事業計画の規模や費用対効果等を勘案して，補助事業上限額の範囲内で必要な金額を計上してください。なお，経費の妥当性，不可欠性も審査しており，明らかに華美であったり，過大，不必要な経費を計上することは評価に影響すると考えてください。
申請に当たっては実勢価格等を踏まえ，経費の積算まで十分に検討し，選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください（選定時におけるプログラム委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。また，特に初年度に人件費を積算する場合は，雇用可能性を十分に検討してください。
なお，次年度以降の本公募テーマ全体の予算額については，最終的には，予算編成及び国会での議決を経て，決定されることとなりますので，事業計画期間中の計画額が必ず保証されるものではないこと，また，補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していくことに留意し，妥当な経費を計上した上で，補助期間終了後の適切な資金計画を作成してください。

問７－２　補助金基準額に対して，基準まで計上している事業計画とそこに満たない少額の事業計画では有利・不利があるのか。

答　ありません。
大学や事業計画の規模において，事業計画の実施に必要な経費を計上してください。なお，経費の妥当性，不可欠性も審査しており，明らかに華美であったり，過大，不必要な経費を計上することは，評価に影響すると考えてください。
なお，本補助金は税金が原資ですので，最小の費用で最大の効果が上がるよう，経費の積算を含む事業計画を策定してください。

８．経費

問８－１　毎年度の補助金交付額は，公募要領に記載されている補助金基準額が４年間保証されるのか。

答　問６－１と同旨。

問８－２　選定された場合，交付内定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるのか。

答　交付内定後における事業計画の実施に必要な経費に対し支出されるものであり，内定前に遡って経費を充当することはできません。

問８－３　補助金交付（内定）額は，どのように算定されるのか。

答　補助金の配分は，プログラム委員会における審査結果等を踏まえ，毎年度，予算の範囲内で，各大学からの交付申請額に基づき，計画の内容，経費の妥当性等を勘案して，文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。

問８－４　交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

答　交付内定の決定は，計画された内容に基づき行っているため，交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって，申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

問８－５　シンポジウムのための費用，広告費及び旅費等について，事業計画目的に照らして過大とならないよう注意することとあるが，特にこの費目が指摘される理由は何か。

答　シンポジウムのための費用，広告費については，事業計画そのものを推進するための経費ではなく，取組を公表・普及することが目的の経費です。限られた予算を有効に活用するため，直接的に事業計画の推進に資する経費により重点を置いて計上していただくために記載しました。

よってこれと同様の支出（複数のホームページの作成，同じ趣旨のパンフレットを複数大学で作成する　等）も認められません。

問８－６　補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。

答　補助金の充当が適当と考える事項とは，当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に，本公募テーマに申請した事業計画の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。規程等によらず，本公募テーマに関わる事項についてのみ，特例的に支出を行うことは認められません。

問８－７　事業責任者について，人件費を支出することは可能か。

答　事業責任者は，申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があるため，人件費を支出することはできません。

問８－８　既に在籍している教員等が本事業計画に専念することとなったため，代替教員として本事業計画に関与していない教員を採用した場合，その経費を支出することは可能か。

答　本事業計画の補助対象経費となる人件費は，本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。このような間接的に必要となった経費は対象となりません。

問８－９　学生へ旅費を支給することは可能か。

答　本公募テーマの補助対象経費となる旅費は，学生には使用できません。交通費（実費）についてはバスの借上げなどにより，学内規程に沿って支出することは可能です（規程の新設・拡大解釈等により，取組に関わる学生にのみ特別に交通費を支出することはできま

せん）。

問８－10　計画調書の作成時に，補助金申請額を逓減させる必要はあるか。

答　本プログラムの予算額は，補助期間最終年度の前年に当初予算額の２／３に，最終年度に当初予算額の１／３に逓減させることを予定しています。計画調書作成時には，十分御留意ください。

９．審査方法・基準等

問９－１　審査は，単独大学による申請，複数大学による申請ごとに行われるのか。

答　単独大学・複数大学による区別は行いません。

問９－２　プログラム委員会の委員の氏名は公表されるのか。

答　選定結果公表後に公表いたします。

問９－３　書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

答　書面審査は全ての申請に対して行い，書面審査の結果を基に面接審査の対象校を決定します。面接審査対象校は，選定予定件数の 1.5 倍～2 倍程度を予定していますが，申請状況や書面審査結果等により変動する可能性があります。

問９－４　面接審査が実施される場合，大学以外の者が出席することは可能か。

答　面接審査の詳細な実施方法については，対象校に追って御連絡いたします。

10．その他

問 10－１　中間評価，事後評価はどのように行われるのか。また，評価基準はどのようなものになるのか。

答　今後，プログラム委員会等で審議・決定し，追って御連絡する予定です。